

笠 公 第 10 号  
平成 23 年 10 月 28 日

笠間市立公民館運営審議会  
委員長 湊 節 雄 様

笠間市立笠間公民館  
館長 川 辺 一 光

笠間市立公民館における地区公民館の  
運営の在り方等について (諮問)

笠間市立公民館における地区公民館の運営の在り方等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めたいので、社会教育法第 29 条第 2 項の規定により諮問いたします。

記

- ・ 笠間市立公民館における地区公民館の運営の在り方等について  
(社会教育法第 21 条第 3 項に規定する地区公民館)